

議 第 115 号

令和 2 年 2 月 20 日提出

町の区域の変更及び字の廃止について

熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業の施行に伴い、別図 1 に示す熊本市の町の区域を別図 2 に示すとおりに変更し、及び同図中斜線で示す区域に包含される字の区域を廃止する。

熊本市長 大 西 一 史

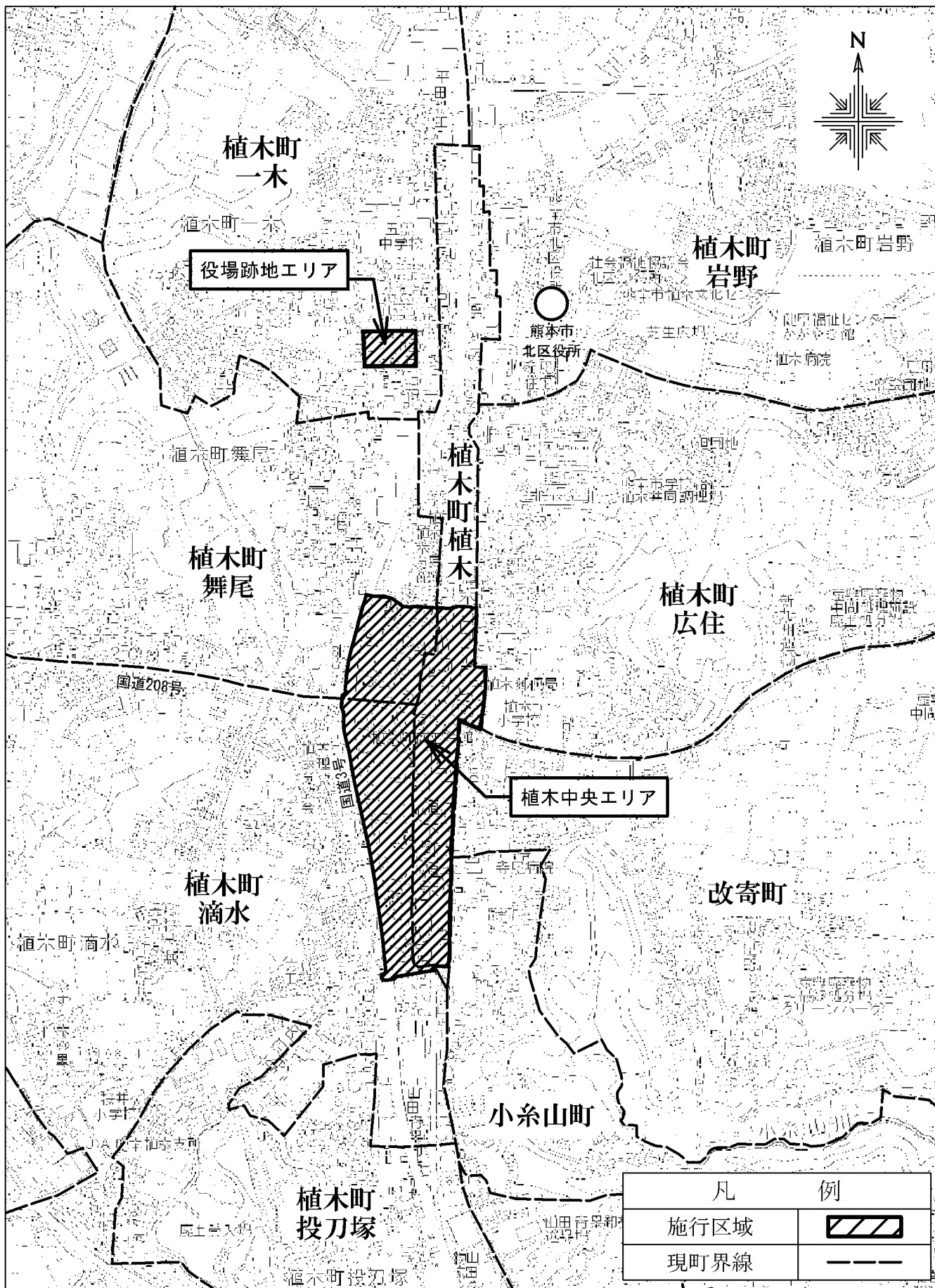
(提出理由)

熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業の施行に伴い、市の区域内の町の区域を変更し、及び字の区域を廃止するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

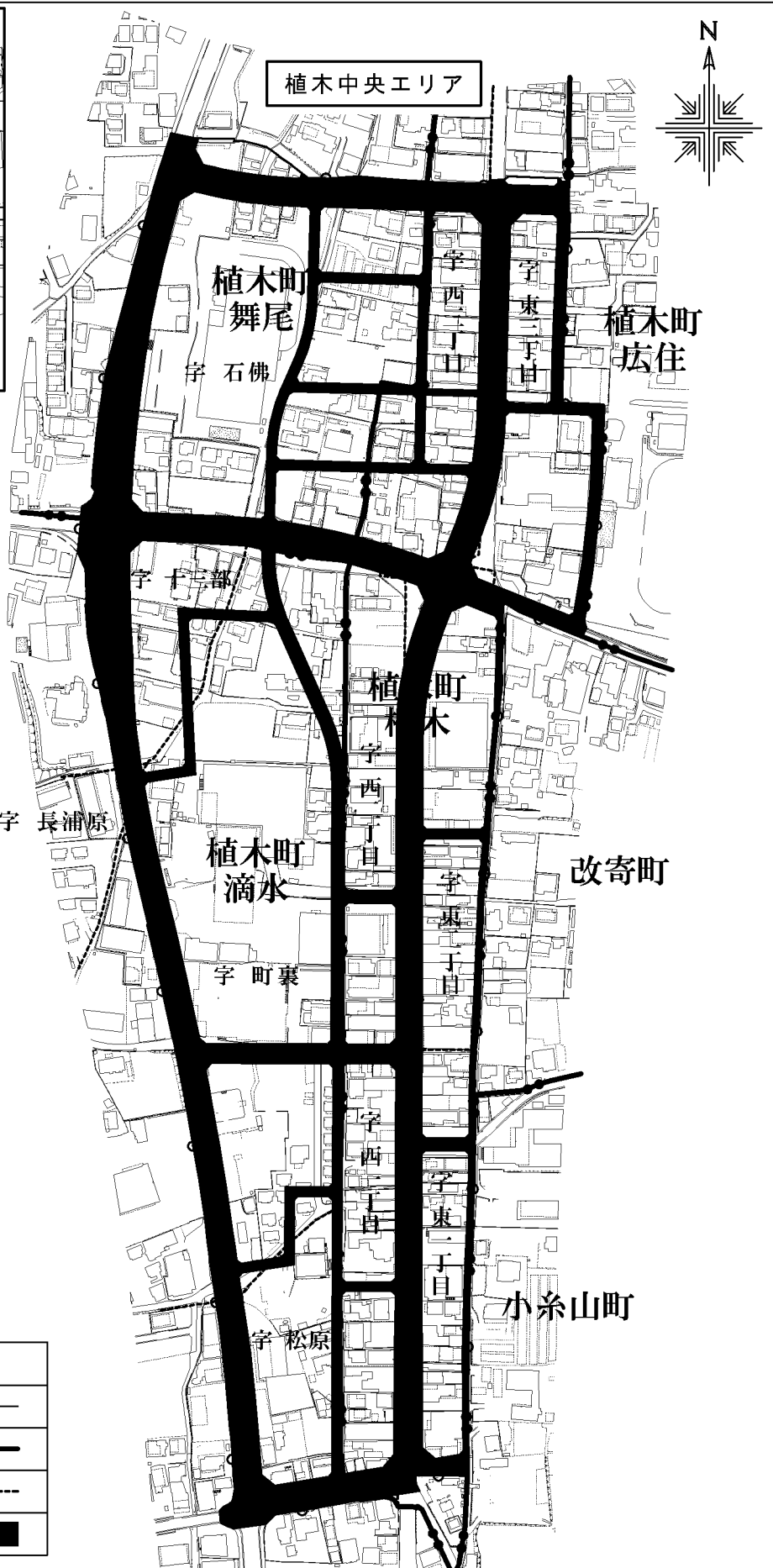
位置図

北区植木町植木外地域



別図 1

現町界字界図 (植木町植木、植木町舞尾、植木町滴水、植木町一木)



凡	例
施行区域	—○—
現町界線	—●—
現字界線	-----
新たに整備される道路	■

別図2

新町界字界図（植木町植木、植木町舞尾、植木町滴水、植木町一木）

